

項番	公募要領 頁	公募要領大項目	公募要領中項目	質問	回答
1	-	全体		選定結果の公表を含め、今後のスケジュールを知りたい。	【令和8年度予算の成立が前提となっていることから、スケジュールが変更となる場合があります。】 <調査事業選定まで> 令和8年4月24日 公募締切 ～5月上旬 調査事業選定（必要に応じ、ヒアリングを実施。） 5月中旬 選定結果公表（観光庁ウェブサイトに掲載。） <事業選定後> ～令和9年1月31日 事業計画書作成後、調査事業実施、中長期戦略の策定 中間報告会 調査事業終了後経費精算・報告 →事業実施者へ経費支払い（精算払い） 令和9年2月～3月 成果取りまとめ（成果報告会開催・資料公表等）
2	-	全体		今回の公募（令和8年3月26日（木）～令和8年4月24日（金））終了後に二次公募の予定はあるか。	現時点で、二次公募の予定はありません。
3	-	全体		公募の結果、選定される事業実施者の数はどの程度か。	5件程度を想定しています。
4	-	全体		本事業の補助率（自己負担割合）はどのようになっているのか。	本事業は、事業実施者による取組を補助金や交付金によって支援するものではありません。観光庁の調査事業として行うものであり、当該事業に要する経費を国費によって負担するものです。また、国費により支弁する経費の規模は、1事業当たり7.5百万円（税込）を上限とし、採択件数の多寡や、採択過程における選定委員による書面審査やヒアリングの結果等を踏まえた上で、金額を調整します。
5	-	全体		都心部から離れた地域の方が、採択されやすい・加算される等はあるのか。	地域を限定するものではありません。
6	-	全体		今年度の調査事業は、観光コンテンツの品質の差別化、品質の向上が主たる目的とお話をされていましたが、その品質の基準は何をもって基準と考えれば良いでしょうか。	品質の基準、指標においては地域・事業者の現状分析（内部環境分析）の結果を踏まえ、各地域・事業者において決定いただきたく考えております。現状分析を踏まえた本事業における目標（KPI）を定め、申請をいただきたく存じます。
7	1	Ⅱ. 募集内容等	1. 申請対象者	どのような組織が代表事業者となるか。また、観光コンテンツ事業者単体での申請は可能か。	体験型観光コンテンツを扱う観光コンテンツ事業者、または観光コンテンツ事業者を構成員や連携先事業者とする組織や団体、協議会等が代表主体となります。また、地方誘客に向け、地域および事業者が一体となった取組を推進する観点から観光コンテンツ事業者単体での申請は認めません。
8	1	Ⅱ. 募集内容等	1. 申請対象者	現状事業者単体ですが、すでに他の複数の事業者と協業で事業をしています。改めて団体を作れば応募ができますか？	本事業の申請において組織や団体を立ち上げることを必須とはしていません。体験型観光コンテンツ事業者単体での申請ではなく、連携先事業者に他の複数の事業者を明記いただき、申請ください。
9	1	Ⅱ. 募集内容等	1. 申請対象者	組織や団体・協議会等の「等」には何が含まれるのか。	民間企業のほか、一般社団法人や一般財団法人、特定非営利活動法人等の多様な関係者を想定しています。また、法人格を有するか否かは問いません。
10	1	Ⅱ. 募集内容等	1. 申請対象者	自治体が協議会の構成員になっている場合は対象となりますか？	対象となります。
11	1	Ⅱ. 募集内容等	1. 申請対象者	応募の段階で、連携事業者との連携体制を確立させている必要はあるか。連携先候補として調整中のものでも申請可能か。	申請前に調整等を行うようにしてください。調整等を行っていないにもかかわらず、連携を想定している事業者名を無断で使用等、申請書類に虚偽の記載を行う、ヒアリング時に虚偽の発言をする等した場合には、本申請を無効にします。
12	1	Ⅱ. 募集内容等	1. 申請対象者	代表事業者と連携先について、書面等で連携が確認できる書類（同意書等）は必要か。	申請時に書類の提出は求めませんが、申請前に連携事業者との調整等を行うようにしてください。項番8と同様、調整等を行っていないにもかかわらず、連携を想定している事業者名を無断で使用等、申請書類に虚偽の記載を行う、ヒアリング時に虚偽の発言をする等した場合には、本申請を無効にします。
13	1	Ⅱ. 募集内容等	1. 申請対象者	今回の申請者は、事業者を中心とするコンソーシアムと受け止めていますが、県域の観光協会が主体となる場合も、申請は可能ですか。	可能です。地域および事業者が一体となった取組を推進する観点から、事業の対象や効果が、一の観光コンテンツ事業者のみに留まることのないよう、申請にあたっては共同申請や連携先に別の事業者等の記載を求めているところです。申請書にて連携状況が表現できれば、申請主体が必ずしもコンソーシアム等の共同事業体である必要はありません。
14	1	Ⅱ. 募集内容等	1. 申請対象者	コンソーシアムを組むうえで必須要件はありますか？行政計画との整合性なども条件であればご教示ください	必須要件はございません。地域および事業者が一体となった取組を推進する観点から、事業の対象や効果が、一の観光コンテンツ事業者のみに留まることのないよう、申請にあたっては共同申請や連携先に別の事業者等の記載を求めているところです。申請書にて連携状況が表現できれば、申請主体が必ずしもコンソーシアム等の共同事業体である必要はありません。
15	1	Ⅱ. 募集内容等	1. 申請対象者	今回の申請者は事業者がコンソーシアムをつくるのが基本だと思いますが、県域の観光協会も地域の観光協会や事業者とコンソーシアムをつくり申請者となることは可能でしょうか。	可能です。その場合、コンソーシアムの構成団体を申請書に記載ください。地域および事業者が一体となった取組を推進する観点から、事業の対象や効果が、一の観光コンテンツ事業者のみに留まることのないよう、申請にあたっては共同申請や連携先に別の事業者等の記載を求めているところです。申請書にて連携状況が表現できれば、申請主体が必ずしもコンソーシアム等の共同事業体である必要はありません。
16	1	Ⅱ. 募集内容等	1. 申請対象者	該当する体験コンテンツについて、内容に指定はありますか。（例えば、すべての関係者が同エリア内であればならない、など）	体験型観光コンテンツの種類に定めはございません。また、地域において体験型観光コンテンツの供給を行う連携事業者が域外の観光コンテンツ事業者ということも考え得るため、同エリア内であればならないという条件もございません。
17	1	Ⅱ. 募集内容等	1. 申請対象者	既に販売を行っている観光コンテンツ事業者のみが対象でしょうか？	販売中、もしくは販売を検討しており、本事業にて高品質・高付加価値な観光コンテンツの持続的供給に資する取組を行う予定の体験型観光コンテンツを有する観光コンテンツ事業者を対象といたします。
18	1	Ⅱ. 募集内容等	1. 申請対象者	他省庁等の類似事業で交付金や補助金を受け取っているが、申請可能か。	本事業と補助を受けている他事業の業務・重複する経費の棲み分けが明確であれば申請は可能です。
19	1	Ⅱ. 募集内容等	1. 申請対象者	その他観光庁補助金を獲得した場合（類似事業）、一方を辞退しなければならないでしょうか？	本事業と補助を受けている他事業の業務・重複する経費の棲み分けが明確であれば問題ございません。
20	1	Ⅱ. 募集内容等	1. 申請対象者	観光に資する環境整備調査は対象になりますか？例えば、山での観光コンテンツ作成において、道を整備する際にかかる費用を算出するための調査などで。調査費用を経費に含むことができますか？	対象外です。本事業は観光コンテンツの「質の差別化」、「品質の見える化」に焦点を当てたものとなりますので、環境整備につきましては対象外となります。なお、地域資源の観光活用に向けては「地域の観光資源充実のための環境整備推進事業（調査・補助）」もあわせてご検討ください。（どちらも4/22（水）締切） 調査事業：https://www.mlit.go.jp/kankochu/kobo05_00088.html 補助事業：https://www.mlit.go.jp/kankochu/kobo05_00090.html
21	1	Ⅱ. 募集内容等	1. 申請対象者	医療と観光とを組み合わせた医療ツーリズムを推進するうえで、医療機関が提供する人間ドック等も、広義の体験観光コンテンツと見做すことが可能でしょうか。	可能です。一方、本事業の趣旨として観光および地方誘客に資する取組を主とした観光コンテンツの質の差別化、品質の見える化を図る取組を支援いただく事業者を募りますのでその点、ご留意の上、申請ください。
22	2	Ⅱ. 募集内容等	2. 募集する事業内容	地域の現状分析について、実証事業の対象エリアが複数となる場合はどのように分析すればよいのか。	本実証事業にて取組を行う全てのエリアについて現状分析を行った上で、課題を抽出いただき、本実証事業にて取り組みたい内容の申請を求めます。
23	2	Ⅱ. 募集内容等	2. 募集する事業内容	事業概要に記載されていた「優良事業者認定を行う制度設計」は必須項目ではありませんか？	必須ではありません。高品質・高付加価値な観光コンテンツの持続的供給に資する品質の見える化の取組の一例として示しております。
24	2	Ⅱ. 募集内容等	2. 募集する事業内容	モニターツアーの事業実施に際し、参加者（受益者）に負担金等を求めない＝無料の実施でも良いですか？	問題ございません。
25	2	Ⅱ. 募集内容等	2. 募集する事業内容	課題解決のために、先程の例にありました、2番目「現地研修の開催」や3番目「PR手法の見直し」だけの実施でも、該当するのでしょうか？	申請を直ちに妨げるものではありませんが、採択後、観光庁が別途指定する事務局や伴走支援者との協議の上、課題抽出のための現状整理の結果、課題解決に向けた取組を検討し、実施いただきます。なお、選定過程および選定後において専門家による事業内容等の伴走支援により、実際の事業の内容を申請内容から変更していただくことがあります。
26	2	Ⅱ. 募集内容等	2. 募集する事業内容	中長期戦略は代表事業者のものを策定することになるか。	地域における高品質・高付加価値な観光コンテンツの持続的供給に向けた戦略を策定いただくことから、代表事業者だけでなく連携事業者を含めた申請団体全体の中長期戦略を取組内で策定いただきます。
27	2	Ⅱ. 募集内容等	3. 事業の実施に付随する業務	事業の進捗状況を適宜報告する必要があると記載があるがどれくらいの頻度での提出を想定しているか。	月次報告の月1回を想定していますが、必要に応じて追加の報告資料を求める場合があります。
28	4	Ⅱ. 募集内容等	5. 応募申請書の記載に当たったポイント	伴走支援はどのタイミングで受けられるのか。	採択通知後から事業開始までの間に伴走支援者を配置することを想定しています。申請内容を基に事業計画を作成いただく際に、伴走支援を行う専門家の意見を踏まえた事業計画を作成していただきます。
29	4	Ⅱ. 募集内容等	5. 応募申請書の記載に当たったポイント	伴走支援者はどのような方が選定されているか。	観光庁・事務局において選定した伴走支援者は、観光コンテンツの造成や販売、地域ブランディング、マーケティング等に関して専門的な知見を有する者（民間の有識者・学識等）を想定しています。
30	4	Ⅱ. 募集内容等	5. 応募申請書の記載に当たったポイント	伴走支援者はどういった方がいらっしゃいますか。またこちらから選ぶことはできますか。	現時点では未定です。申請内容を鑑み、観光庁が別途指定する事務局と相談の上、決定させていただきます。
31	4	Ⅱ. 募集内容等	5. 応募申請書の記載に当たったポイント	申請者（代表主体）が希望する伴走支援者を依頼することは可能か	様式3の⑩「伴走支援者に指導・助言してほしい内容」欄に記入いただいた内容等、申請内容を加味し、観光庁・事務局で実証事業を行う上で適切な伴走支援者を配置する予定です。（事業開始前にヒアリングを行うことがあります。）
32	4	Ⅱ. 募集内容等	5. 実証事業等の経費計上期間（実施期間）	外的要因によりスケジュールに遅延が生じ、年度内に予定していた実証を完了できなかった場合、実証事業期間を延長することは可能か。	実証事業期間は原則として令和9年1月31日までとしております。個別の事情に鑑み、この期間外の取組についても対象とする必要があると観光庁及び事務局が認めた場合は、この限りではありません。
33	5	Ⅱ. 募集内容等	6. 対象経費	出張等で利用する公共交通機関の上位クラスを利用することは可能か（例：ファーストクラス、グリーン車、特別室等）	公共交通機関の利用は最下級のクラスを利用することとなります。
34	5	Ⅱ. 募集内容等	6. 対象経費	出張等で利用するタクシーやレンタカーにかかった費用は対象経費となるか。	対象外です。ただし、合理的な理由がある場合はその限りではありません。（電車・バスといった公共交通が存在しない等）
35	5	Ⅱ. 募集内容等	5. 対象経費	「謝金」について、国の支出基準が記載されている資料はあるか。	次のURLをご参照ください。【最新の改定情報をご確認ください。】 https://www.digital.go.jp/resources/honorarium-guideline
36	5	Ⅱ. 募集内容等	6. 対象経費	「借料及び損料」について、本事業の実証事業において、借り上げる必要がある土地や建物の借料は対象経費となるか。	対象となります。事業実施者における経常的な経費（例えば事務所等に係る家賃）は認められませんが、実証事業の実施で必要がある場合は経費計上が可能となります。なお、自己所有以外の土地や建物を借りる場合は、あらかじめ所有者等の許可等を得る必要があります。土地や建物の購入は認められません。
37	5	Ⅱ. 募集内容等	6. 対象経費	新たに機材や装置等が必要となった場合は、購入ではなくリースとあるが、レンタルでも問題ないか。	お見込みのとおりです。
38	5	Ⅱ. 募集内容等	6. 対象経費	消耗品費とは概ねいくら程度のものまでになるか。	企業や組織において、資産計上されないもの（減価償却の対象とならないもの）までを指します。
39	6	Ⅱ. 募集内容等	6. 対象経費	事業実施にかかる費用を立て替えるために借入れをした際に発生した手数料・利子は対象経費となるか。	対象外です。
40	6	Ⅱ. 募集内容等	6. 対象経費	実証事業等の委託について、委託先の数や委託比率に制限はあるか。また、再委託費に上限はあるか。	申請に当たり特に制限はありませんが、経費の全額を一者に委託することはできません。再委託可否についての詳細については、選定後に観光庁及び事務局が精査し判断します。また、再委託費に上限はありませんが、事業の主たる部分（企画・取りまとめ等）の再委託はできません。（再委託費が過大になる場合には委託内容や委託の内訳についての説明を求めることがあります。）
41	6	Ⅱ. 募集内容等	6. 対象経費	伴走支援者を派遣いただけたと存じますが、再委託費で別途コンサルへお願いしてもよろしいでしょうか？	問題ございません。ただ、再委託費につきましては観光庁が過大と判断した場合には詳細を確認させていただきますので予めご留意ください。
42	6	Ⅱ. 募集内容等	6. 対象経費	実証事業等の委託先からの更なる委託（再々委託）は認められるか。	申請に当たり特に妨げませんが、再々委託可否の詳細については、選定後に観光庁及び事務局が精査し判断します。
43	6	Ⅱ. 募集内容等	6. 対象経費	経費は10/10ご支給いただける認識でよろしいでしょうか。また、事業終了後にお支払いいただける認識ですが相違ないでしょうか。	お見込みのとおりです。事業完了後に事業実施者（代表主体）へ精算払いを行います。
44	6	Ⅱ. 募集内容等	6. 対象経費	精算払いと記載があるが、中間精算は可能か。	中間精算は実施せず、事業完了後の一括精算にて支払いを行います。
45	6	Ⅱ. 募集内容等	6. 対象経費	選定過程及び選定後において、伴走支援者等の意見により実証事業の内容を変更することとなった場合等は、申請時に提示した経費の総額及び内訳を変更して実証事業を実施することは可能か。	お見込みのとおりです。選定後は、選定した事業ごとに決定した採択額の範囲内での総額及び内訳の変更が認められます。（観光庁・事務局の承認が必要となります。）

項番	公募要領 頁	公募要領大項目	公募要領中項目	質問	回答
46	7	Ⅱ. 募集内容等	7. 実証事業等の経費計上期間（実施期間）	「広告宣伝費」について、事業内で作成したWebサイトは実証事業終了後も継続して利用可能か。	利用可能です。
47	7	Ⅱ. 募集内容等	7. 実証事業等の経費計上期間（実施期間）	経費計上期間が過ぎた場合の取扱はどうなるのか。	経費計上期間は、原則として令和9年1月31日までとしております。外的要因等で延長せざるを得ない状況の場合は、期間後の経費についても適切に支出された部分について精算払いにより支払われます。
48	8	Ⅲ. 事業実施者の選定	1. 選定方法	<審査における加点項目>に記載されている事項は、提案内容に含まれている場合は加点されるだけであり、含まれていない場合は減点されるものではないという理解でよろしいか。	お見込みのとおりです。<審査における加点項目>に記載の観点は、申請における必須事項ということではありません。
49	8	Ⅲ. 事業実施者の選定	1. 選定方法	<審査における加点項目>のうち、「先駆的DMO等、観光庁が登録した『登録観光地域づくり法人（DMO）』が実施体制に参画していること。』について、「観光地域づくり候補法人（候補DMO）」が参画する場合も加点されるか。	「観光地域づくり候補法人（候補DMO）」の場合は加点はありません。
50	8	Ⅲ. 事業実施者の選定	2. 選定基準	体験コンテンツの運営を5年前程から、運用していますが、過疎地域での運営ということもあり、年間230名程度の受け入れです。体験コンテンツや内容を含め磨き上げや、新規造成、ブランディング及び、販路設定、販売に資するプロモーションの設計等、改善に向けた取り組みを本事業において取組を行いたいと検討しております。その上で、既存での受入人数等は、審査基準に含まれるでしょうか。	地域の置かれた実状は様々だと承知しておりますので、地域の受入人数については審査基準に含んでおりません。本事業の趣旨として地方誘客に資する取組を募るものと考えておりますので、地域において高品質・高付加価値な観光コンテンツの持続的供給が見込める実証内容をご提案いただきたく、考えております。ただし、観光コンテンツの造成を主たる目的とした取組に対するご支援としては、「観光需要分散のための地域観光資源のコンテンツ化促進事業」（4/2（木）受付締切済）を用意しておりますので、本事業の主眼とはなりません。
51	8	Ⅲ. 事業実施者の選定	2. 選定基準	ヒアリングがされなかった場合、実証事業として選定されないのか。	ヒアリングは必要に応じて行うものであり、ヒアリングされなければ選定されないといったものではありません。
52	10	Ⅳ. 事業の申請・手続きに関する質問	1. 事業の申請方法	10MB以内でPPT,PDF,Excelとのことですが、PPTを加えると10M以上になることが予想されます。すべてのファイルまとめて10M以下にしないとならないか？それとも2回に分けて送付などで対応可能なのでしょうか	お手数ではございますが、複数回に分けて送付いただく等で提出をお願いします。
53	11	Ⅴ. 留意点	1. 申請内容等について	「経費の一部又はその全部が支払われないことがある」とあるが、どのような場合に、誰がいつどのような形で判断するのか。	採択に当たり合意した事項が行われない又は守られない場合、申請書に虚偽の記載を行う、ヒアリング時に虚偽の発言をする等した場合等が該当します。最終的には、事業の終了後である令和9年2月以降に、観光庁及び事務局が精査した上で判断します。
54	12~13	Ⅴ. 留意点	5. その他	成果物の「著作権」に関する記載があるが、広告宣伝で作成するデータの使用期限も令和9年1月31日までか（例：広告・ポスター・パンフレット等の制作データを継続して使用することは可能か。また、当該制作データの増刷や再編集を行い、継続して利用することは可能か。）	実証事業の成果物とは、事業実施報告書等の資料を指します。お示しのデータは成果物ではないため、継続して使用することは可能です。